

## 科学基礎論学会では、 会費特別割引制度を導入しています

科学基礎論学会では、2008年度より、学生および求職中の会員の年会費を割引する制度を導入しています。この制度の概要は以下の通りです。

1. 一年を単位として、年会費9,000円を5,000円に割り引く。
2. 割引を受ける資格は、会費を払う年度において、学生であるか、あるいは、求職中の会員であることである。
3. 割引の適用を望む会員は、割引を受ける資格があることを保証する本会の会員からの文書を科学基礎論学会事務局に提出する。この文書の書式については、別途定める。また、保証を行う会員は、割引制度の適用者ではないことを要する。
4. 割引は一年ごとに適用される。よって、引き続いて割引を願う会員は、年度ごとに新たに必要な書類を事務局に提出するものとする。前年度の会費が未納の場合には、割引を受ける資格はない。

### 会費特別割引制度事務手続きについて

会費特別割引の適用を望む会員は要件詳細を確認の上、割引された年会費5,000円を払い込み、会費特別割引制度適用申請書を事務局あてにメール添付にてお送りください（署名または捺印が確認できる画像またはPDFファイル等の形式でご提出ください）。申請後、1ヶ月内に事務局から連絡がない場合は申請が認められたものと考えていただいて結構です。

保証者となってもらえる会員がいらっしゃらない場合、学生の方は、在学証明書原本のスキャンデータを添付することで、割引資格の証明と代えさせていただきます。学生以外の方は、事務局までご相談ください。

※適用は「年度ごとの申請」が必要です。